

議第四百四十七号

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町櫛原字扇谷奥山三九四番三〇ほか三五筆
- 二 取得予定面積 六、七九八、三二五・四二平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、六、七九八、三一五・四二平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、二〇七、四八六・五六平方メートル））
- 三 所有者 松野裕加ほか八名
- 四 取得予定金額 二三、〇三〇、九四一円
- 五 取得の方法 買収